

令和2年第4回定例会委員意見概要及び提言の方向性について

前回（12月9日）の特別委員会において、重点調査項目に関して出された各委員の意見概要は以下のとおりであり、これらの意見を総合し、委員会としての提言の方向性をまとめた。

（1）重点調査項目1 災害に対する備えや災害に強いまちづくり 板橋防災＋プロジェクトについて～新しい生活様式に対応した新たな防災事業～

意見概要		提言の方向性	
①	区と関係機関との協働による災害対策のネットワークを構築し、区内の全体の防災力が向上するためのプロジェクトになるよう取り組むべき。（大田委員）	1 あり方 防災事業の	<p>板橋防災^{プラス}プロジェクトは非常に意欲的な内容であるため、区民が興味を持つような仕組みづくりや多くの部署から周知を行うべきである。また、従来の防災事業と融合しながら、来年度以降も継続して進め、将来的には区と関係機関との協働による災害対策のネットワークを構築し、区内の全体の防災力が向上するためのプロジェクトになるよう取り組むべきである。</p>
②	板橋防災＋プロジェクトは非常に意欲的な内容であるため、区民が興味を持つような仕組みづくりや周知を行うべき。また、従来の防災事業と融合しながら、来年度以降も継続して進めるべき。（おばた委員・さかまき委員）		
③	防災事業の取組の周知は災害部門だけでなく、高齢者部門や教育部門といった多くの部署から発信する仕組みづくりを検討すべき。（いらい委員）		
④	一斉シェイクアウト訓練は誰もが参加できる一方で、実施状況が把握しにくい部分もあるため、訓練の振り返りや効果測定・検証をしっかりと行うべき。（長瀬委員）	2 防災訓練の実施	<p>一斉シェイクアウト訓練の実施に向けては、学校・職場・自宅など、それぞれの実態に応じて実施できるよう、本番に備えた意識啓発を区民に向けて丁寧に行うべきである。また、実施状況が把握しにくい部分もあるため、訓練の振り返りや効果測定・検証をしっかりと行うべきである。</p> <p><従来の提言> 一斉シェイクアウト訓練の実施に向けては、学校・職場・自宅など、それぞれの実態に応じて実施できるよう、本番に備えた意識啓発を区民に向けて丁寧に行うべきである。</p>
⑤	コロナ禍の状況から密になりがちな避難所ではなく、自宅に留まれるための準備を行えるように、ローリングストックの概念浸透により一層取り組むべき。また、防災スナックを契機として様々な新製品開発の可能性を検討すべき。（安井委員）	3 備蓄率の向上	<p>コロナ禍の状況から密になりがちな避難所の避難だけではなく、在宅避難を推奨することは効果的である。自助による家庭内備蓄の推進が重要であるため、高齢者をはじめとしたより多くの区民の備蓄率の向上をめざして、まずは大型店舗を中心にローリングストックキャンペーンを着実に進めるべきである。また、今後は、本庁舎1階のギャラリーモールでの同キャンペーンの実施や商店街・医療機関等との連携の可能性も検討すべきである。</p> <p><従来の提言> 高齢者をはじめとした、より多くの区民の備蓄率の向上をめざして、まずは大型店舗中心にローリングストックキャンペーンを着実に進めるべきである。また今後は、商店街や医療機関等との連携の可能性も検討すべきである。</p>
⑥	ローリングストックキャンペーンにおいて、「ライフライン途絶時の必需品」など様々なテーマに沿った商品陳列など、区民への周知・啓発に向けてはイメージしやすいような工夫を行うべき。また、キャンペーン実施に向けては本庁舎1階のギャラリーモールの活用なども検討すべき。（山内委員）		
⑦	子どもたちが繰り返し見たくくなるような、防災に関する興味関心をひく動画を作成するよう心掛けるべき。（安井委員・おばた委員）	4 動画コンテンツの拡充	<p>多世代にわたり区民の防災に対する関心を高めるために、動画コンテンツの拡充策として、各地域に密着した防災活動の動画等を数多くアップすることや、災害に備えたオンラインセミナーの開催を検討すべきである。また、本庁舎1階のギャラリーモールで防災事業の動画コンテンツを配信するなどして、様々な情報発信の手段を整えるべきである。</p> <p><従来の提言> 区民の防災に対する関心を高めるために、動画コンテンツの拡充の一つとして、各地域に密着した防災活動の動画を数多くアップすることや、災害に備えたオンラインセミナーの開催を検討すべきである。また、本庁舎1階のギャラリーモールで防災事業の動画コンテンツを配信するなどして、様々な情報発信の手段を整えるべきである。</p>

意見概要			提言の方向性	
⑧	4者合同（板橋区・警視庁・東京消防庁・消防団）の訓練は継続して行うとともに、NPO法人や民間企業などの連携も含めた可能性を検討すべき。（おばた委員）		5 様々な主体 との協働	4者合同（板橋区・警視庁・東京消防庁・消防団）の訓練は継続して行うとともに、NPO法人や民間企業等の連携も含めた可能性を検討すべきである。
⑨	4者合同（板橋区・警視庁・東京消防庁・消防団）だけでなく、有事の際の連携やつながりを持つために自衛隊も含めた連携訓練を行うべき。（安井委員）			
⑩	4者合同（板橋区・警視庁・東京消防庁・消防団）の連携訓練については、現状の構成を維持したまま取り組むべき。（いわい委員）			
⑪	各地域センターで開催される防災スマホ教室は、町会・自治会対象だけでなく様々な方々も参加できることや、あわせて地域の特性に応じた防災情報などの説明を行うことも検討すべき。（大田委員・おばた委員）		6 防災情報の取得	スマートフォンによって防災情報を自ら取得できる人を一人でも多く増やすために、防災スマホ教室は今後も継続して行うべきである。また、各地域センターで開催される防災スマホ教室は、町会・自治会（構成員）だけでなく多くの方を対象とすることや、併せて情報リテラシーの向上や地域の特性に応じた防災情報等の説明を行うことも検討すべきである。
⑫	スマホによって防災情報を自ら取得できる人たちを一人でも増やすために、防災スマホ教室は今後も継続して行うべき。（安井委員）			
⑬	災害情報を適切に取得するために、様々な防災事業の機会を通じて、情報リテラシー向上に資するような周知・啓発を行うべき。（長瀬委員・さかまき委員）			
⑭	防災緊急情報メールの登録者増加に向けて、登録者数の目標値を設定することや、様々な機会をとらえて議員も周知・啓発に取り組むべき。（いわい委員・成島委員）			
				防災緊急情報メールの登録者増加に向けて、登録者数の目標値を設定することや様々な機会を捉えて議員も周知・啓発に取り組むべきである。

②重点調査項目3 避難所開設・運営のあり方について

意見概要		提言の方向性	
①	避難所の開設要件から運営体制までのスキームを整理し、区民がわかりやすい内容で周知すべき。(田中委員)	1 避難所の周知	避難所の開設要件から運営体制までのスキームを整理し、区民が分かりやすい内容で周知すべきである。また、区民が避難すべき避難所は、居住する地域や災害の種類によって異なるため、区民の混乱を招かないように標識で掲示するなど日頃から周知に努めるべきである。
②	区民が避難すべき避難所は、居住する地域や災害の種類によって異なるため、混乱をまねかないよう周知を行うべき。(おばた委員)		
③	震災時や風水害時によって、区民が避難すべき指定避難所が異なる場合があるため、区民の混乱を招かないように標識で掲示するなど日ごろから周知に努めるべき。(しいな委員)		
④	避難所運営協議会が円滑な運営を行うための支援の拡充や、区職員にも明確な役割を持たせるべき。(おばた委員)	2 避難所の運営	避難所運営協議会が円滑な運営を行うための支援の拡充を行うことや、区職員にもより明確な役割を持たせるべきである。 感染症拡大防止等の観点から、各避難所の受入可能人数を示すことを検討するほか、十分な換気の実施や区民の避難状況に応じたスペースの確保・拡大、避難者の健康状態の把握等、衛生状態を保ちつつ安全な避難所運営に向けた取組をより一層進めるべきである。 ＜従来の提言＞ 各避難所は感染症拡大防止の観点から、十分な換気の実施や区民の避難状況に応じたスペースの確保や拡大など、安全な避難所運営に向けた取組をより一層進めるべきである。 風水害時の避難所運営において、強風や大雨の状態の予見がある程度可能であるため、要配慮者の自動車を活用した事前の避難や自主避難所と指定避難所の相違点を明確化し、あらかじめ区民に丁寧に周知するなど、様々なケースに対応できるよう検討すべきである。また、区職員のみで円滑な運営ができないことも想定されるため、地域住民と連携しながら避難所を運営することを検討すべきである。 ＜従来の提言＞ 風水害時の避難所運営において、自主避難所と指定避難所の相違点を明確化し、スムーズに避難所利用ができるよう、あらかじめ区民に丁寧に周知すべきである。また、区職員のみでの円滑な運営ができないことも想定されるため、地域の方々と連携しながら避難所を運営することを検討すべきである。
⑤	避難所の受入可能人数は、感染症対策を踏まえて明確化すべき。(いわい委員)		
⑥	安全な避難所運営のために、避難者の健康状態の把握・確保や避難所内の衛生管理を良好に保つよう徹底すべき。(長瀬委員)		
⑦	区民が混乱しないためにも、自主避難所と指定避難所の相違点を明確化すべき。(おばた委員)		
⑧	河川の氾濫などの風水害を引き起こす強風や大雨については、ある程度予測が可能であるため、自動車を活用して要配慮者を事前に避難所へ避難させるなど、様々なケースを想定して対応できるよう検討すべき。(安井委員)		
⑨	要配慮者の指定避難所から各福祉避難所への避難受入れの手続きにおいて、避難行動要支援者名簿を活用するなど、必要な情報が確実に引継ぐことができる仕組みづくりを導入すべき。また要配慮者が円滑に避難できるよう、様々な移動手段の確保に努めるべき。(成島委員)	3 福祉避難所の運営	要配慮者の指定避難所から各福祉避難所への避難受入れの手続きにおいて、避難行動要支援者名簿を活用するなど、必要な情報が確実に引継ぐことができる仕組みづくりを導入すべきである。また、要配慮者が円滑に避難できるよう、様々な移動手段の確保に努めるべきである。 福祉避難所の設置数と受入可能人数には限りがあるため、障がいの状況や要介護の状態を踏まえた対象者の整理を行ったうえで、事前に施設と対象者のマッチングができるよう検討すべきである。また、要配慮者が様々な事情により指定避難所に避難ができないことも想定されるため、福祉避難所に直接避難ができる手続き方法を明確にすべきである。 福祉避難所の開設・運営にあたっては、介護人材不足により受入可能人数の確保ができないことを防ぐため、近隣の介護施設と連携を検討すべきである。
⑩	要配慮者が様々な事情により指定避難所に避難ができないことも想定されるため、福祉避難所に直接避難ができる手続き方法を検討すべき。(成島委員)		
⑪	福祉避難所の設置数と受入可能人数には限りがあるため、障がいや要介護の状態を踏まえた対象者の整理を行ったうえで、事前に施設と対象者のマッチングができるよう検討すべき。(いわい委員)		
⑫	福祉避難所の開設・運営にあたっては、介護人材不足により受入可能人数の確保ができないことを防ぐため、近隣の介護施設と連携の可能性を検討すべき。(しいな委員)		